

商品名	第26回懸賞金付定期預金 開運大吉くん (一般 《窓口受付等》)
-----	---------------------------------------

1. ご利用いただける方	個人のお客さま
2. お預入期間	1 年
3. お預入金額	1 口 20 万円以上 1,000 万円以下(1 円単位)
4. 適用利率	固定金利 預入時の店頭表示利率 (2013 年 1 月 1 日～2037 年 12 月 31 日までにお受け取りの利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の税金がかかります。)
5. 預入方式	(1)スーパー定期、スーパー定期 300 (2)1 年もの(自動継続元加式・利払式) 証書式
6. 抽選権	1 口 20 万円につき 1 本(抽選番号を証書に印字します。)
7. 懸賞金	(1)当選内容・本数 大吉賞 100,000 円 50 本、中吉賞 5,000 円 1,000 本、小吉賞 1,000 円 50,000 本 (懸賞金には、20.315%課税されます。) (2)懸賞金は、定期預金満期日以降にお支払いします。 (3)中途解約した場合、抽選権・当選権ともに失効します。
8. 特別賞	(1)道後湯ったり賞 50 本(ペア 50 組 100 名さま) 当金庫が指定する道後温泉旅館・ホテルのご宿泊券を進呈します。 (2)グルメディナー賞 50 本(ペア 50 組 100 名さま) 道後温泉のホテル食事・入浴券(花ゆづき・道後プリンスホテル)、グルメディナー券(ANA クラウンプラザホテル・今治国際ホテル・ハーバープラザホテル・リーガロイヤルホテル新居浜の食事券)のいずれかを選択していただきます。 (3)グルメカタログ賞 50 本 全国の信用金庫取引先の商品を掲載したカタログ「旬彩カタログ しんきんのつなぐ力～絆コース～(株)三越伊勢丹より販売)」を進呈します。 (4)令和記念お年玉賞 100 本 VISA 加盟店で使用できる VISA 商品券 5 千円分を進呈します。 (5)中途解約した場合、抽選権は失効します。 (6)「道後湯ったり賞」「グルメディナー賞」「グルメカタログ賞」は当金庫が指定する期間内での利用とします。
9. 抽選について	(1)重複当選 ひとつの抽選番号で各賞の重複当選はありません。 (2)抽選日 2020 年 9 月 9 日(水)午前 10 時 00 分 当金庫本店営業部(松山市二番町)で公開抽選を行います。 (3)当選番号発表 2020 年 9 月 10 日(木)愛媛新聞朝刊に掲載予定 2020 年 9 月 10 日(木)ホームページ・店頭に掲示

10. 満期後の取扱い	自動継続によりスーパー定期またはスーパー定期 300 の 1 年ものとなり、継続日のスーパー定期またはスーパー定期 300 の店頭表示利率を適用します。
11. 中途解約	次の中途解約利率を適用させていただきます。 a. 6 ヶ月未満 解約日における普通預金の利率 b. 6 ヶ月以上 1 年未満 約定利率 × 50%
12. 募集総額	1,000 億円 (1 ユニット 20 億円 × 50 ユニット) 募集総額は、「インターネットバンキング」と「一般《窓口受付等》」の定期預金を合算した金額です。
13. 取扱期間	2020 年 1 月 6 日 (月) ~ 2020 年 3 月 31 日 (火)
14. その他	本商品概要説明書によるお取扱いのほか、インターネットバンキングでのお取扱いも可能です。詳しくは「第 26 回懸賞金付定期預金 開運大吉くん (インターネットバンキングを利用される場合)」をご覧ください。
15. 苦情処理措置・紛争解決措置	(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくは本部お客さま相談室 (9 時 ~ 17 時 電話: 089-946-1203) までお申し出ください。 (2) 紛争解決措置 愛媛弁護士会紛争解決センター (電話: 089-941-6279) で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記お客様相談室にお申し出ください。また、お客様から、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 東京弁護士会 (電話: 03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話: 03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話: 03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所 (9 時 ~ 17 時、電話: 03-3517-5825) までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。